

広島県告示第六百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県広島市安佐北区口田町、同区口田一丁目、同区口田二丁目、同区口田三丁目、同区口田四丁目、同区口田五丁目、同区口田南町、同区口田南七丁目、同区口田南八丁目、同区口田南九丁目及び同区落合南一丁目地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 区域の表示及び法第九條第二項に於ける土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項
口田四丁目三〇（四七一六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	口田四丁目三〇（四七一六）
口田四丁目三〇（四七一六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	口田四丁目三〇（四七一六）
口田四丁目三〇（四七一六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	口田四丁目三〇（四七一六）
口田四丁目三〇（四七一六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	口田四丁目三〇（四七一六）
口田四丁目三〇（四七一六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	口田四丁目三〇（四七一六）
口田四丁目三〇（四七一六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	口田四丁目三〇（四七一六）
口田四丁目三〇（四七一六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	口田四丁目三〇（四七一六）
口田四丁目三〇（四七一六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	口田四丁目三〇（四七一六）
口田二丁目三四（四七一七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	口田二丁目三四（四七一七）
口田二丁目三四（四七一七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	口田二丁目三四（四七一七）
口田二丁目三四（四七一七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	口田二丁目三四（四七一七）

落合川支川 (二二四五 隣)	土石流	次の図のとおり	落合川支川 (二二四五 隣)	土石流	次の図のとおり
矢口川支川 (二七七)	土石流	次の図のとおり	矢口川支川 (二七七)	土石流	次の図のとおり
矢口川支川 (二七七隣)	土石流	次の図のとおり	矢口川支川 (二七七隣)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。